短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

（契約書別紙　兼　重要事項説明書）

１．事業者の概要

施設名称	特別養護老人ホーム　平成園	法人名	社会福祉法人　加茂福祉会
所 在 地	加茂市石川２丁目２４７２番地１	電話番号	（０２５６）５２－１７１１
県指定年月日	平成１２年　１月２８日 平成１８年　４月１日（介護予防） （番号１５７０９０００４１号）	入所定員	長期入所８０人 短期入所１０人　　計９０名

職員配置	管理者	１人	生活相談員	３人
	嘱託医師	１人	管理栄養士	１人
	看護師	７人	夜勤職員	４人
	介護職員	３４人	介護支援専門員	１人
	機能訓練指導員			１人

施設の概要	敷地	５，０７２．２３㎡	
	建物	構　造	鉄筋コンクリート一部二階建て
		延　床　面　積	２，８７１．４６㎡
	居室	２６室（１人部屋２室　２人部屋２室　３人部屋４室　４人部屋１８室）	
	設備	食　堂	１８７．４２㎡
		機能訓練室	（食堂と兼ねる）
		一般・特別浴室	１２０．００㎡
		医務室	４８．８１㎡
		静養室	３５．００㎡

嘱託医師	新潟県立加茂病院　　内科　樋口哲也先生
協力医療機関	新潟県立加茂病院 診療科目：内科・外科・整形外科・耳鼻科・神経内科・眼科・泌尿器科等

非常災害時の対策	消防訓練の実施　　年２回（消防署立会）				
	非常災害設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
		自動火災報知機	あり	スプリンクラー	あり
		誘導等・誘導標識	１２	自家発電設備	あり
		屋内消火栓	２	非常用スロープ	あり
		カーテン・布団等は防炎性能のあるものを使用しております。			

非常時の対応	別途定める、「特別養護老人ホーム平成園　消防計画」に則り対応します。
平常時の訓練等	別途定める、「特別養護老人ホーム平成園　消防計画」に則り、年２回避難訓練及び消火訓練を消防署立ち合いのもと利用者の方も参加して実施します。

２．事業の目的と運営の方針

（１）　事業の目的

社会福祉法人加茂福祉会が開設する特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）が行う指定介護老人福祉施設サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し適正なサービスを提供することを目的とします。

（２）　施設運営の方針

①短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り、居宅での生活の継続を念頭に置いて入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。そのことにより利用者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指します。

②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって短期入所生活介護サービスを提供するよう努めます。

③明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきや世代間交流を重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保険医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

３．事業者が提供するサービスの概要及び内容

事業者が提供するサービスの種類は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護です。「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護」とは、この施設に短期間入所していただき、その間、日常生活のお世話や機能訓練を行うものです。また、あなたの心身の状態やご家庭の環境を踏まえ、居宅支援事業者の作成する「居宅サービス計画」と事業者の作成する「短期入所生活介護計画」基づき、自立した日常生活を送ることが出来るよう、サービスを提供します。

（１）食事の介護　（２）入浴の介護　（３）排泄の介護　（４）離床、着替え、整容その他日常生活上の世話　（５）食事の提供　（６）機能訓練　（７）健康管理　（８）生活相談　（９）レクリエーション　(10) 家族との連携、連絡調整　(11) 送迎

４．送迎実施区域について

通常は加茂市・三条市・見附市・燕市・新潟市・五泉市・田上町です。その他ご相談に応じ可能な限り対応します。

５．苦情等の受け付けについて

ご相談や苦情等がある場合は、相談窓口又は公的機関にご連絡ください。

相談窓口	生活相談員	小西克昭	木下秀星	今井健
	介護支援専門員	高橋まり子		
ご利用方法	面談、又は電話対応（０２５６－５２－１７１１）			
ご利用時間	毎日　８：３０～１７：３０			
	時間外でも受付け、速やかに担当者に連絡します。			

加茂市長寿あんしん課	電話　０２５６－４１－４０３２
加茂市健康福祉課	電話　０２５６－５２－００８０
国民健康保険団体連合会	電話　０２５－２８５－３０２２
三条市福祉保健部高齢介護課	電話　０２５６－３４－５５１１
新潟市南区健康福祉課	電話　０２５－３７２－６３２０
見附市健康福祉課	電話　０２５８－６１－１３５０
燕市健康福祉部長寿福祉課	電話　０２５６－７７－８１７７
五泉市高齢福祉課	電話　０２５０－４３－３９１１

６．第三者委員について

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置してあります。第三者委員は、苦情の直接受け付けや、必要に応じて苦情申出人への助言、話し合いの立会い等を行います。

（第三者委員）

・青　木　敏　男（加茂市社会福祉協議会事務局長）連絡先　０２５６－５２－３９２５

・川　瀬　千賀子（加茂地区更生保護女性会福会長）連絡先　０２５６－５２－６９３６

７．第三者評価

特別養護老人ホーム平成園では、第三者評価は実施しておりません。

８．利用の解約及び中止等

（１）あなたがこのサービスの利用を解約したい場合は、お手数ですが他の利用者との調整を行う場合がありますので、できるだけ早めにご連絡ください。

（２）あなたの都合でサービスを一時的に延長、中止、変更をされたいときは、他の利用者との調整を行う必要がありますので、できるだけ早めにご連絡ください。

９．個人情報の取扱については当法人の定める個人情報管理規程に則り適切に管理させて頂きます。

１０．利用者負担金（１割負担の方の場合）※２割、３割負担の方はこの限りではありません。

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次のとおりです。（１日につき）

（１）基本料金

要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
４５１	５６１	６０３	６７２	７４５	８１５	８８４

（２）加算

加 算の種類	加　算　の　内　容	加算額
機能訓練 体制加算	機能訓練指導員の職務に従事する専門職の配置等、必要な体制が整備されている場合	１日につき 12 円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を、医師の指示に基づき提供した場合	１日につき 24 円 8 円/回.1 日 3 回を限度
サービス提供 体制強化加算	介護職員のうち、勤続１０年以上の介護福祉士が３５％以上の場合	１日につき 22 円
夜勤職員配置 加算（Ⅲ）	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を１人以上、上回っている場合で、夜勤時間帯を通じて痰吸引等ができる介護職員を配置している場合	１日につき 15 円
看護体制加算 （Ⅰ）	常勤の看護職員を１名以上配置	１日につき ４円
看護体制加算 （Ⅱ）	（Ⅰ）に加え、看護職員により２４時間の連絡体制を確保している場合	１日につき ８円
看護体制加算 （Ⅲ）	（Ⅰ）に加え、算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護３以上の方の占める割合が 70%以上	１日につき 12 円
看護体制加算 （Ⅳ）	（Ⅱ）に加え、算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護３以上の方の占める割合が 70%以上	１日につき 23 円
生産性向上推進 体制加算（Ⅱ）	必要な体制を整え、見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入し、１年以内に１回取組による効果を示すデータの提供を行うこと	１か月につき 100 円
送 迎 加 算	ご自宅と事業所の間の送迎を行った場合	片道 184 円
緊急短期入所 受け入れ加算	利用者の状態や家族等の事情により、緊急で受け入れを行った場合	１日につき 90 円
介護職員等処遇 改善加算（Ⅰ）	介護職員等の人材確保と月額賃金の改善、職場環境等の要件を満たした場合	算定した単位数の合計の 14.0%

※看護体制加算は当該月の状況により算定可能なものを算定致します。

（３）居住費及び食費

居　住　費	１日につき　従来型個室　１，２３１円　　多床室　９１５円
食　　費	１食につき　朝食３１０円　昼食６５０円　夕食４８５円 （経管栄養についても上記の金額と同様になります）

※負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担額とします。

※あなたからご負担いただきます利用料は、基本料金、加算料金、居住費及び食費の合計額です。また、個々の状態によって金額が変わりますのでご了承下さい。

※利用のキャンセルや利用中の急な外出や入院等により食事が不要になった場合でも、該当する食費をご負担いただく場合があります。また、特別な食事の提供をしていた場合は、療養食加算に該当する金額をご負担いただきます。

（４）その他の費用について

理髪料金、日用品費等については実費をご負担願います。また、その他で費用がかかる場合は、事前にご連絡いたします。

（５）利用者負担金の支払い方法

利用者負担金の支払いは、サービスを利用した月ごとにまとめたうえで、サービスを利用した翌月２０日に指定の口座より振り替えさせていただきます。（銀行休業日の場合は翌営業日）

都合により、口座からの振り替えができない場合、サービス提供施設の事務所等においてお支払いお願いします。（平日の８：３０～１７：３０にお願いします。）

１１．サービス利用にあたり留意いただく事項

（１）作成された短期入所生活介護計画書や、実施するレクリエーションの内容などについてご不満があれば遠慮なくお申し出ください。また、それ以外にもご相談があれば、サービスの提供についての関係の有無に関わらず、遠慮なく生活相談員にお申し出ください。誠意をもって対応いたします。

（２）当施設においては、他にも大勢利用者がいらっしゃいますので、皆さんにご迷惑にならないように次の事項についてご留意ください。

事　　項	留意事項
来訪・面会	面会時間は８：３０～１７：３０ですが、それ以外の時間に面会を希望されるときは事前にご連絡ください。面会時は面会カードを記入してください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出ください。
所持品の管理	所持品の管理は、管理能力のない場合により職員が、管理いたします。貴重品の持ち込みは、ご遠慮願います。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室などの設備・器具等は、本来の使用方法に従って使用してください。
受　　診	病院の受診については、ご家族で対応していただきます。
宗教・政治活動	施設で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮願います。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
飲酒・喫煙	喫煙は、所定の場所にてお願いします。火気類の保管は事務所にて行います。飲酒はかかりつけ医と相談の上対応させていただきます。

１２．緊急時及び事故発生時の対応

緊急等受診が必要な場合には、応急処置など必要な措置を講じるとともに、利用者家族へ連絡、状況報告します。その後の受診連絡等の手配、送迎等については原則ご家族から対応していただきます。状況に応じできる限りの協力を行い、主治医あるいは医療機関等に責任

を持って引き継ぎます。また、事故が発生した場合は県の通知に基づき、利用者家族、市町村及び県等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じ事故の状況及び事故に際し取った処置について記録するものとします。

また、万が一の事故に備え、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

令和　　年　　月　　日

居宅介護サービスの開始にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

＜事業者＞
所　在　地　加茂市石川２丁目２４７２番地１

事　業　者　特別養護老人ホーム平成園

代　表　者　園　長　　吉　沢　美　幸

＜説明者＞
所　　属　　指導係　　小　西　克　昭　　木　下　秀　星　　今　井　健

居宅介護サービスの開始にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を受けました。

＜利用者＞
住　所

氏　名　　印

＜利用者代理人（代筆した場合）＞
住　所

氏　名　　印